

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の運用について（令和 5 年 1 2 月 2 0 日事企法一 3 2 9）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

なお、この通知による改正前の「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の運用について」別表任期付職員の採用及び給与の特例の運用について（平成 1 2 年 1 1 月 2 7 日任企一 5 9 0）の欄に掲げられていた人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前の例によってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分のように改める。

改正後					改正前				
別表（第1項、第2項、第4項関係）					別表（第1項、第2項、第4項関係）				
人事管理文書の区分		人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置	人事管理文書の区分		人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第28号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）	第23条関係第5項の第1号の協議に関する文書	退職前の給与の年額についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	5年	廃棄	給実甲第28号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）	第23条関係第5項の第1号の協議に関する文書	退職前の給与の年額についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	5年	廃棄
給実甲第1333号（令和6年改正法附則第4条及び第5条の規定に基づく号俸	第4の第2項の調書等	令和6年改正法附則第4条及び第5条の規定に基づく号俸の切替え及び号俸の調整の算出の過程等を記した調書	10年	廃棄					

の切替え及び号俸の調整について)	第3の第3項第2号又は第5の承認に関する文書	令和6年改正法附則第4条及び第5条の規定に基づく号俸の切替え及び号俸の調整に係る俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書	5年						
	第4の第1項の通知書等の写し	令和6年改正法附則第4条及び第5条の規定に基づく号俸の切替え及び号俸の調整の通知の文書の写し	通知する日に係る特定日以後5年						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
給実甲第326号	第37条関係第20項	職員の昇給の実施状況の記	10年	廃棄	給実甲第326号	第37条関係第18項	職員の昇給の実施状況の記	10年	廃棄

(人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の運用について)	の記録の文書	録の文書		
	(略)	(略)	5年	
	第11条関係第8項又は第37条関係第10項の協議に関する文書	俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書に対する回答の文書		
	第37条関係第20項の通知の文書の写し	昇給区分をD又はEに決定した場合の人事異動通知書の写し	通知する日に係る特定日以後5年	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第151号 (通勤手当の運用について)	規則第4条関係第3項の通勤手当認定簿の写し	異動後の各庁の長に送付された通勤手当認定簿の写し	1年	廃棄
給実甲第1342号 (人事院規則 9	第1項の通勤手当経過措置支給調書	通勤手当経過措置支給調書	6年	廃棄

(人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の運用について)	の記録の文書	録の文書		
	(略)	(略)	5年	
	第11条関係第7項又は第37条関係第10項の協議に関する文書	俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書に対する回答の文書		
	第37条関係第18項の通知の文書の写し	昇給区分をD又はEに決定した場合の人事異動通知書の写し	通知する日に係る特定日以後5年	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第151号 (通勤手当の運用について)	第4条関係第3項の通勤手当認定簿の写し	異動後の各庁の長に送付された通勤手当認定簿の写し	1年	廃棄

— 2 4 — 2 1 (人 事院規則 9— 2 4 (通勤手 当) の一 部を改正 する人事 院規則) の運用に ついて)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第 1 0 1 9 号 (地域 手当の運 用につい て)	(略)	(略)	(略)	廃棄
	規則 9— 4 9 第 1 1 条 関係、規則 9— 4 9 第 1 2 条 関 係、規則 9 — 4 9 第 1 3 条 関係第 3 項、規則 9— 4 9 第 1 4 条 関係 又は規則 9	地域手当の異 動保障が支給 される職員と の権衡上必要 があると認め られる場合等 についての協 議の文書 地域手当の取 扱い等につい ての協議の文 書	決定の 効力が 失われ る日に 係る特 定日以 後 5 年	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第 1 0 1 9 号 (地域 手当の運 用につい て)	(略)	(略)	(略)	廃棄
	規則 9— 4 9 第 1 8 条 関係の協議 に関する文 書	地域手当の取 扱い等につ いての協議の文 書 当該協議に対 する回答の文 書	決定の 効力が 失われ る日に 係る特 定日以 後 5 年	

	一 4 9 第 1 7 条 関 係 の 協 議 に 関 す る 文 書	これら の 協 議 に 対 す る 回 答 の 文 書		
給 実 甲 第 3 5 1 号 (特 地 勤 務 手 当 等 の 運 用 に つ い て)	(略)	(略)	(略)	廃 棄
	給 与 法 第 1 4 条 関 係 第 4 項 、 規 則 第 5 条 関 係 又 は そ の 他 の 事 項 の 協 議 に 関 す る 文 書	特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当 を 3 年 を 超 え て 支 給 す る 必 要 が あ る と 認 め ら れ る 者 に つ い て の 協 議 の 文 書 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当 を 支 給 さ れ る 職 員 と の 権 衡 上 必 要 が あ る と 認 め ら れ る 場 合 に つ い て の 協 議 の 文 書 特 地 勤 務 手 当 又 は 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当 の 取 扱 い	決 定 の 効 力 が 失 わ れ る 日 に 係 る 特 定 日 以 後 5 年	

給 実 甲 第 3 5 1 号 (特 地 勤 務 手 当 等 の 運 用 に つ い て)	(略)	(略)	(略)	廃 棄
	そ の 他 の 事 項 の 協 議 に 関 す る 文 書	特 地 勤 務 手 当 又 は 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当 の 取 扱 い 等 に つ い て の 協 議 の 文 書 当 該 協 議 に 対 す る 回 答 の 文 書	決 定 の 効 力 が 失 わ れ る 日 に 係 る 特 定 日 以 後 5 年	

		等についての協議の文書 これらの協議に対する回答の文書		
給実甲第 660号 (単身赴任手当の運用について)	規則第8条 関係第3項 の協議に関する文書	単身赴任手当の認定についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	支給要件を具備しなくなる日に係る特定日以後6年	廃棄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
任期付職員 の採用 及び給与 の特例の 運用につ いて(平成 12年 11月2 7日任企 —59 0)	任期付職員 法第7条第 2項及び第 3項並びに 規則第6条 関係第3項 の報告の文 書	特定任期付職員 の任期の中 途において新 たにその者の 号俸を決定し た場合の報告 の文書	5年	廃棄

給実甲第 660号 (単身赴任手当の運用について)	規則第8条 関係第4項 の協議に関する文書	単身赴任手当の認定についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	支給要件を具備しなくなる日に係る特定日以後6年	廃棄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
任期付職員 の採用 及び給与 の特例の 運用につ いて(平成 12年 11月2 7日任企 —59 0)	任期付職員 法第7条第 2項及び第 3項並びに 規則第6条 関係第3項 の報告の文 書	特定任期付職員 の任期の中 途において新 たにその者の 号俸を決定し た場合の報告 の文書	5年	廃棄
	任期付職員 法第7条第 4項及び規	特定任期付職員 業績手当の 支給の別段の	任期を 定めた 任用が	

	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

	則第8条関係第2項ただし書の協議に関する文書	取扱いについての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	終了する日に係る特定日以後5年	
	任期付職員法第7条第4項及び規則第8条関係第4項の支給状況報告書	特定任期付職員業績手当支給状況報告書		
	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

以 上